明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○行政不服審査法の施行期日を定める政令（三九〇）　二
○行政不服審査法施行令（三九一）　二
○行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三九二）　八
○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十四条において準用する行政不服審査法第三十八条第四項の規定により納付すべき手数料に関する政令（三九三）　三六
○入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行令（三九四）　三六
○日本銀行法施行令の一部を改正する政令（三九五）　三六
〔府　令〕
○食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府六六）　三六
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（同六七）　三六
〔府令・省令〕
○銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令及び信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・財務五）　四〇
○農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・財務・農林水産一）　五一
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産八）　五四
〔省　令〕
○日本銀行法施行規則の一部を改正する省令（財務八三）　五五
〔規　則〕
○行政不服審査法等の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則（人事院一―六八）　五五
○人事院規則一三―一（不利益処分についての不服申立て）の一部を改正する人事院規則（同一三―一―四）　五六
〔告　示〕
○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（金融庁七八）　五六
○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（金融庁・財務・経済産業七）　六六
○労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（金融庁・厚生労働四）　六六
○農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（金融庁・農林水産七）　六九
〔官庁報告〕
官庁事項　七一
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和六十年人事院公示第九号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示二二）　七一
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第四項の規定に基づき、昭和六十年人事院事務総局公示第三号の一部改正に関し、決定した件（人事院事務総局公示二）　七一
〔公　告〕
諸事項　七二
裁判所
公示催告、除権決定関係　七二

本号で公布された法令のあらまし

◇行政不服審査法の施行期日を定める政令（政令第三九〇号）（総務省）

行政不服審査法（平成二六年法律第六八号）の施行期日を平成二八年四月一日とすることとした。

◇行政不服審査法施行令（政令第三九一号）（総務省）

1　審査請求

(一)　二人以上の審理員を指名する場合には、そのうち一人を事務を総括する者として指定するものとするとともに、審理員が行政不服審査法（以下「法」という。）第九条第二項各号のいずれかに該当することとなったときは、その指名を取り消さなければならないこととした。（第一条関係）

(二)　代表者等の資格は、書面で証明しなければならないこととするとともに、審査請求人等は、代表者等がその資格を失ったときは審査庁等に届け出なければならないこととした。（第三条関係）

(三)　審査請求書、弁明書、反論書及び意見書の提出通数、送付の方式等について定めることとした。（第四条～第七条関係）

(四)　口頭意見陳述の期日における審理は、映像等の送受信による通話の方法によって行うことができることとした。（第八条関係）

(五)　法第三七条第二項の規定による意見の聴取を行う場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならないこととした。（第九条関係）

(六)　法第三八条第一項の規定による交付の求めの方式及び交付の方法並びに同条第四項の規定により納付しなければならない手数料の額及び納付の方法について定めることとした。（第一〇条～第一四条関係）

(七)　事件記録の具体的内容を定めることとした。（第一五条関係）